



埼玉県内で高病原性 鳥インフルエンザが 発生しました

令和3年12月、16年ぶりに埼玉県で高病原性鳥インフルエンザが発生し、家畜伝染病に基づく防疫対応を行いました。

12月6日、熊谷家畜保健衛生所管内にある、美里町の採卵鶏約1万6千羽を飼養する農場から通報を受け、立入検査を実施しました。遺伝子検査をした結果、翌日、高病原性鳥インフルエンザであることが判明しました。殺処分から埋却までの防疫措置は同月11日に完了し、発生農場から半径3〜10kmに設定された搬出制限は同月27日、半径3km以内の移動制限は令和4年1月2日に解除されました。

当所では、所長を本部長とする現地対策本部を設置し、発生農場担当として鶏の殺処分や殺処分した鶏・汚染された物品の埋却、農場の清掃・消毒などを行いました。また、移動制限区域内にある農場の卵等の出荷再開のため、希望する農家に対して、農林水産省との協議も実施しました。

養鶏農家をはじめ畜産関係者の

皆様には、移動制限及び搬出制限消毒ポイントにおける畜産関係車両の消毒にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年3月1日時点で高病原性鳥インフルエンザは、本県を含め10県16事例発生しています。全国では、野鳥でウイルスが検出された事例もあり、発生リスクが高い状況が続いています。家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のため、引き続き飼養衛生管理基準遵守の徹底をよろしく願います。

鳥インフルエンザと 食の安全について

鳥インフルエンザの感染が確認された鶏の肉や卵が、市場に出回ることはありません。また、これまで鶏肉や卵を食べることに、ヒトに感染したという事例の報告はありません。

(参考・食品安全委員会ホームページ「高病原性鳥インフルエンザに関するお知らせ」)

県内には、おいしい鶏肉や卵が沢山あります。ぜひ、JAふかや管内をはじめとする県産の畜産物をご賞味ください。